

日本の産業別組合化論

—全林野労働組合の組織構想とその帰結—*

Industrial Unionization in Japan: The Conversion Plan of National Forest Workers of Japan and the Process of its Decline

藤井 浩明
Hiroaki FUJII

<目次>

- はじめに
- 1 産業別組合化論
 - 2 林業労働者の組織化
 - 3 全林野労働組合の産業別単一組織化構想
 - 4 産業別単一組織化構想の帰結
 - 5 産業別単一組織化の促進要因・阻害要因
- おわりに

はじめに

本稿は、全林野労働組合（全林野）における産業別組合化論の内容とその帰結を明らかにすることを通じて、日本において産業別組合化が挫折した要因を考察することを課題とする。なお、産業別組合化論とは、企業別労働組合の連合体から個人加入単位の企業横断型組織に移行する構想や運動と定義する¹。

日本の労働組合の多くは企業別組織であり、組合運営に関する主権は企業別労働組合にある。日本にも産業別労働組合は存在するが、そのほとんどが企業別労働組合の連合体であり、産業別労働組合が団体交渉等に直接関与することは非常に少ない。これは、企業横断的に結成された産業別労働組合が主権を有している欧米の労使関係とは対照的である。

日本において、企業横断型の産業別労働組合が発展しなかった要因として、白井（1996）は、日本の内部労働市場に適合した組織形態が企業別労働組合であったことを指摘している。また、松村（2015）は、戦前の労働組合の未法認や弾圧によって、産業別労働組合が存在しないまま、戦

後急激に労働運動が高揚したという労働組合の形成過程から、その要因を説明している。

日本には、企業別労働組合の形成を促す歴史的条件や特異な労働市場があったわけであるが、一方で、戦後日本において産業別組合化を構想し、企業別組織から産業別単一組織への移行に取り組んだ労働組合も存在した。本稿では、戦後日本においても産業別組合化が取り組まれたことに注目する。

松村（2013b;2013c）では、私鉄産業とビール産業における産業別単一組織化への移行について考察されている。ともに1960年代より産業別単一組織化が具体的に構想され、その案が組織綱領に明記されたが、実現には至らなかった。同じ時期に産業別単一組織化が志向された産業として林業がある。国有林の労働者を組織する全林野は、1963年に「組織綱領（草案）」を作成し、産業別単一組織化を志向することを示した。なお松村（2015）は、産業別組合化を構想あるいは決定した組合は、全国ビール、私鉄総連以外に確認できないと述べているが、全林野や鉄鋼労連²においても産業別組合化が構想されたことは確認できる。

* 本稿の執筆にあたって、元全林野労働組合長野地方本部委員長の池田正治氏（2015年10月13日ヒアリング実施）、全国山林労働組合副中央執行委員長の犬飼米男氏（2015年11月13日ヒアリング実施）、全国林野関連労働組合中央執行委員長の岩崎春良氏（2017年2月13日ヒアリング実施）、全国林野関連労働組合書記長の篠原明氏（2017年2月13日ヒアリング実施）から詳細なお話をいただくとともに、多くの貴重な資料を提供していただいた。記して感謝申し上げます。なお、本稿における全ての誤謬は著者に帰するものである。

¹ この定義は松村（2013a）に拠る。

² 鉄鋼労連の組織単一化案は日本鉄鋼産業労働組合連合会（1971）にて確認できる。

全林野の「組織綱領（草案）」のなかで示された産業別単一組織化構想について、佐野（1985）は、すべての林業労働者を含めた産業別労働組合の確立によって、企業別組合の弱点の克服を志向するものであり、その特徴は、国・公・私有を問わず林業のすべての労働者を、熟練・職種などにかかわらず包含していたことであると述べている。また、全林野に対して、産業別単一化を「組織綱領」としてまとめあげただけでなく、その具体的実践化をはかり、組合運動を原則的に展開している貴重な存在と評価している。藤井（2016）は、「組織綱領（草案）」では組織体制や運営に関する具体的な内容を明確に示していないが、林業に関わる労働者をすべて同一組織に統合する方針は明確であり、全林野の組織構想は、企業別組合の連合体組織結成ではなく、産業別単一労働組合を志向していたと述べている。しかし、一方で「組織綱領（草案）」で示された単一組織化は実現しなかったとも指摘している。

佐野（1985）、藤井（2016）はともに、全林野労働組合の「組織綱領（草案）」は、あらゆる林業労働者を横断的に組織する産業別組合化を目指していたと評価しているが、それが挫折した経緯・要因については詳しく考察されていない。本稿では、全林野労働組合の1990年代の取り組みまで含めて分析し、その産業別単一組織化構想の帰結および挫折の要因について考察する³。

1 産業別組合化論

戦前日本の労働組合は、産業別組合の方が圧倒的に多く、組合員数においても企業別組合を上回っていたが、小規模組織であり、勢力も分散的であった。また、同一地方の各種産業の支部が集まった組織が大部分であり、海員労働組合を除けば地方組合の段階に止まり、全国規模の組合の成立には至らなかった⁴。

戦後、日本の労働組合は急激に拡大していくが、その多くが企業別労働組合であった。企業別労働組合が支配的となった理由として、松村（2015）は、組合組織が完全に不在であったという国際的に特異な戦後日本の社会状況をあげている。つまり、1945年8月の段階で労働組合組織は全国、地域、産業、企業のどのレベルにもまったく存在しなかった。労働組合を早急に組織する必要性は認識されてい

たとはいえ、産業別労働組合は企業別労働組合と違って、一朝一夕で出来上がるものではない。企業別労働組合の方が結成スピードは速く、産業別労働組合は、結成済みの独立性の強い企業別労働組合を後追いで結集する格好で組織せざるをえなかったのである。よって、企業別労働組合の連合体として産業別労働組合が発足し、独自の統制力を備えた産業別組織には至らなかったのである。

こうした企業別労働組合が支配的な状況のなかで、産業別組合化を志向する動きもあった。1950年に発足した総評は、第2回大会にて、産業別労働組合の整理統合をはかり、従業員組合を「階級的連帯性」のうえに再組織するという組織強化方針を決めたが、事務局長である高野実はさらに一歩進めて、「従業員組合からなる産業別組合という姿から、組合員個人を単位とする産業別組合運動へ」という「組織上の改革」を提起するにいたった。このような提起を受けて1952年7月に開かれた総評第3回大会では、「産業別組合の単一化」を当面の基本的課題の1つにすえられた。現実にもまた、1951年秋に全造船が協約基準案を発表したのをはじめとして、1952年にはいくつかの単産が産別として単一化を目指すという観点にたつて、統一協約闘争の推進を運動目標にかかげるにいたった⁵。その後、1958年に総評は「組織綱領草案」を発表した。この総評の草案では、「労働運動の基幹部隊である産業別組織がわが国のように長期にわたって連合体組織にとどまっていることは決して名誉なことではない。当然個人加盟の単一組織に移行すべきである」と述べられている⁶。

産業別組合化に取り組んだ単産の事例として、これまでに明らかになっているものとして、私鉄総連と全国ビールがある。以下、松村（2013b;2013c）に拠りながら、二つの組合の産業別単一組織構想とその帰結について述べる。

私鉄総連は1947年1月の結成大会にて、「私鉄単一労働組合の実現」と「強力なる単一中央集権組織」の確立を綱領に掲げた。そして、1953年7月の第13回定期大会に於いて北陸地連による「単一化準備の一試案」の提出、1959年7月の第22回定期大会での産業別単一化のための組織綱領作成の決定を経て、1962年8月の第26回定期大会にて組織綱領（第一次草案）が提出された。この組織綱領草案は、単一化の目的を「主要な労働条件を労働の質量に応じて全国的に統一し、横断的なものとして確定すること」とし、

³ 全林野と同じく、国有林労働者を組織する労働組合として日本国有林労働組合（日林労）と日本国有林作業員労働組合（日作労）が存在した。日林労も産業別単一組織が望ましいとしていたが、組織拡大の展望としては、連合体結成の構想を打ち出していた（高橋（1969）、59-62頁）。日作労については、活動期間が短かったこともあり、明確な組織構想が確認できなかった。よって、両労働組合については産業別組合化論の事例として扱わない。

⁴ 松村（2015）15-16頁。

⁵ 兵藤（1997）102頁。

⁶ 労働教育センター（1979）、93頁。

そのために「産業別全国本部が統一交渉協定のための権威と機能を持たなければならない」とした。しかし、1965年7月の第29回定期大会では、「綱領草案のまま在置させる」ことが決定され、綱領は事実上棚上げされてしまった。棚上げされた経緯や理由は明確ではないが、産業別単一組織化の必要性や優先度に対する認識に、大手労働組合と中小労働組合との間に格差があったことが考えられる。

ビール産業では、1949年5月の全麦労連結成大会において、「麦酒産業労働組合の単一化」と「全国食品産業労働組合の地方的全国的結合」が組織方針として決められた。その後、全麦労連から名称変更をした全国ビールは1967年5月に「単組化要綱原案」を決定した。単組化要綱では、当時の地域協議会に代えて「地方本部」を全国ビールの下部組織として導入し、地方本部ごとに企業を超えて支部を結集するとした。団体交渉については、全国ビールと各社間によって行われ、「あらゆる労働条件について統一交渉とするよう協約を改訂する」とした。しかし1960年代末、企業間格差の拡大と企業主義の広がりにより統一交渉が難航するようになり、1970年代に入ると単一化の議論は停止状態になった。

私鉄総連と全国ビールの産業別単一組織化構想はともに、産業レベル交渉の発展を背景として1960年代に検討・構想され、その後具現化されることなく、構想自体が廃案、棚上げの状態になった。

2 林業労働者の組織化

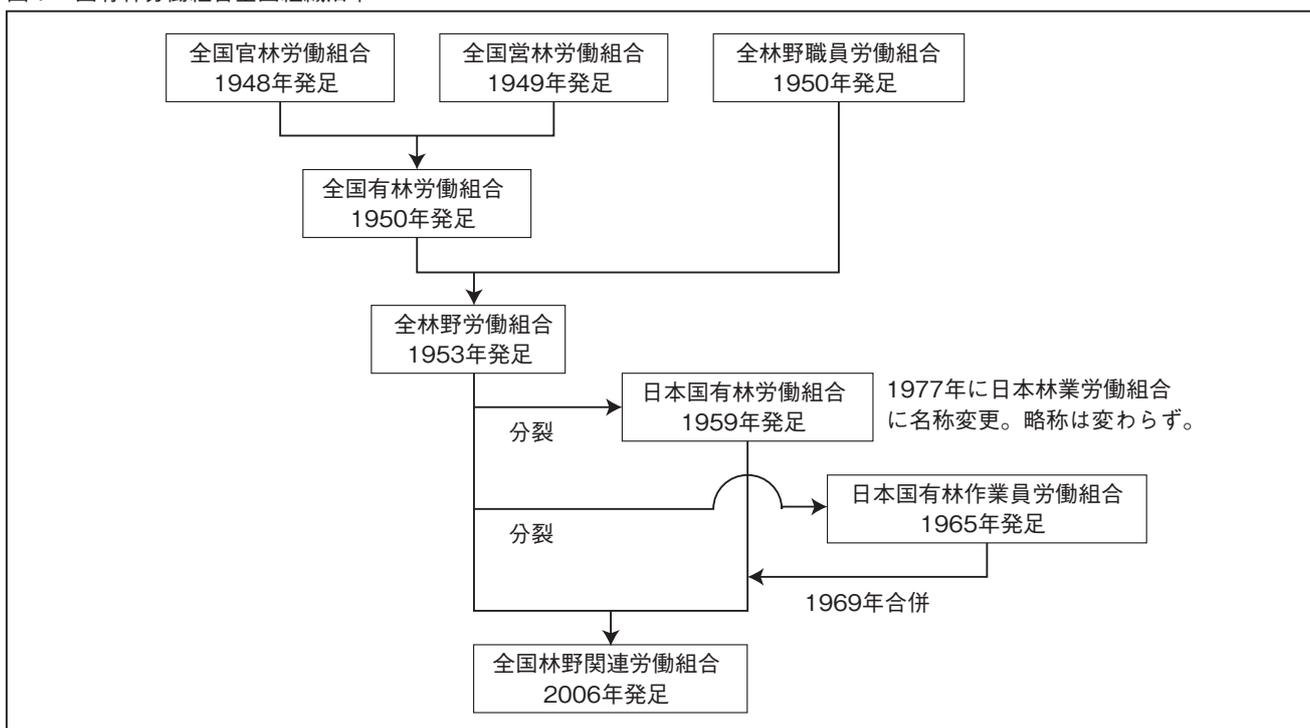
本章では、国有林と民有林のそれぞれの労働者の組織化が進み、労働組合の体制が固まるまでの経緯について述べる。

(1) 国有林労働者の組織化

国有林職員の労働組合である「全林野職員労働組合」は、1950年に「全農林職員労働組合」から独立して誕生した。一方、作業員の労働組合については、1946年に高知局須崎所管内を皮切りに、専門的作業員によって各事業所単位で労働組合が結成された。全国組織としては、総同盟系の「全国官林労働組合」（1948年発足）、産別会議系の「全国営林労働組合」（1949年発足）が作られ、その後、全林野職員労働組合が積極的に作業員労働組合に働きかけを行ったことを契機として、1950年に「全国官林労働組合」と「全国営林労働組合」とが統合され、「全国有林労働組合」が発足し、作業員労働組合は一本化された（図1を参照）。

1952年に公共企業体等労働関係法（公労法）が改正され、国有林野事業に対しても同法が1953年から適用されることになった。国有林労働者は、身分的に国家公務員法によって規制されるが、公労法の適用によって、給与・労働条件などは団体交渉・労働協約によって決まるとされた。この公労法の適用にともなう交渉単位問題を契機に、職員労働組合と作業員労働組合の合同問題が表面化し、1953年に職員と作業員の統一組織である「全林野労働組合」が成立した（図1を参照）。職員と作業員との間には身分的な相違

図1 国有林労働組合全国組織沿革



出所) 佐野 (1985), 林野弘済会 (1975:1979) を参考に著者作成。

や法的取扱いに差異があり、戦後においても職員・作業員がそれぞれ別組織を志向したのは、それなりに客観的・主体的条件があった。このような状況を変えるうえで画期的な契機をなしたのは、公労法という外的条件であった⁷。

全林野の組合員数は、結成時は3.3万人（職員2万人、作業員1.3万人）であったが、5年後の1958年には7.4万人へと組織化が急速に進展する。それまで大部分が未組織であった作業員を全国的に組織化できたのは、組織統一時にはすでに全国の営林局・署の組織化を終えていた職員労働組合の組合員の力によるところが大きかった⁸。一方で、作業員と職員との合同組織になったとはいえ、雇用権限や労働条件決定権の所在は異なり、双方の独自性を維持したままであり、同一組織という形式・枠組みは、異質なものを均質化する出発点に立つこと、新しい段階での問題解決への起点でもあった⁹。

この組織内の問題が顕在化する契機となったのが、1958年・1959年の東北闘争であった。東北闘争とは作業員賃金の出来高制から日給制への切り替えを求めた闘いであったが、全林野側の敗北に終わった。この東北闘争は当局による労務管理の強化と組合分裂への介入を招き¹⁰、全林野の分裂＝日本国有林労働組合（日林労）の結成へと繋がった。

また別の分裂の動きとして、日本国有林作業員労働組合（日作労）の結成があった。飯田営林署の一部作業員が全林野を批判して脱退し、1961年に作業員のための新しい労働組合を結成した。これを皮切りに、いくつかの営林署にて作業員の新しい労働組合が結成された。そして、各地の作業員労働組合が結集し、1965年には日作労の全国組織が結成された¹¹。

(2) 民有林労働者の組織化

民有林における労働運動の萌芽的時期は1900年代であった。奈良県川上村の東川山林労働組合が1903年に結成されており、那須川運材業組合も1904年に形成されている。東川山林労働組合の発足当時の性格は、共済組合的、作業請負業的であり、労働組合本来の方向はそれほど強く打ち出

されていなかった。事業請負団体的性格を強く有していた要因として、当時の林業労働における特殊技能の必要性、作業の集団性、地域就労機会独占の必要性があげられる¹²。

第二次大戦後の民有林労働運動も奈良県川上村から始まった。1945年12月に川上村労働組合（1949年に川上村山林労働組合に名称を変更）が結成され、その後、奈良県吉野郡を中心とする各町村に山林労働組合が結成された。そして、これらの労働組合は、1946年3月に奈良県山林労働組合連合会を発足させ、民有林における労働組合として、初めて県段階での組織的提携を実現させた。この時期、奈良県の他には、徳島県木頭林業地帯で宮浜林業労働組合、平谷林業労働組合、和歌山県古座川町の七川山林労働組合も結成された。

川上村労働組合は結成当初、組合長をはじめ、理事6名中3名が地主・業者・山守でしめられており、それは事実上、戦時期の労務報告会が名称変更したものであり、労働組合としての性格は希薄であった。また、共同請負団体的性格が濃厚であったが、当時の労働力不足の状況において、このことは山守や業者の利益とも合致していた¹³。

なお、特筆すべき点として、川上村山林労働組合は、森林組合・林産組合と1952年に労働協約を締結するが、その協約では、完全ではないがクローズド・ショップ制が志向されている¹⁴。民有林労働組合は地域内の労働者を労働組合に結集させ、組合で労務統制を行うことにより賃上げその他の労働条件の改善を進めてきた。川上村山林労働組合で達成されたパターン（＝労働組合が労働者供給事業の認可を受け、業者またはその団体と労働協約を結ぶ）は、大半が臨時、日雇い形態で雇用されている民有林労働者の労働者の劣悪な労働条件を改善することに適していた¹⁵。

その後、民有林労働組合の運動は、就労機会の確保から厚生手当制度（退職共済）、日雇失業保険、日雇健康保険などの社会保障制度へと向かうことになり、地方自治体、政府への働きかけを必要とすることになった。ようやく府県の枠を超えた全国組織の必要性が認識されたが、当時の民有林労働組合の実力、地域的遍在性からして、独自に全国組織を結成することは極めて困難であった¹⁶。

⁷ 佐野（1985）、164-165頁。

⁸ 笠原（1987）、13頁。

⁹ 佐野（1985）、166-167頁。

¹⁰ 前掲書、168-170頁；笠原（1987）13-14頁。

¹¹ 林野弘済会（1971;1975）。

¹² 坂本（1962）、1-3頁。

¹³ 山田（1977）、1頁。

¹⁴ 「川上村内で使用する労働者は川上村山林労働組合に限る」（第2条）とされるが、一方で「延日数1ヵ月以内の事業、経営協議会に於いて調停不能の場合」は雇入れが自由とされた。（山田（1977）2-3頁）

¹⁵ 笠原（1974）、2頁。

¹⁶ 前掲。

1958年8月の全林野労働組合第8回定期全国大会にて、川上村山林労働組合書記長が、全林野労働組合の協力、援助による林業労働者の統一組織を進めてほしいと訴えている。一方、国有林労働者にとっても民有林労働者の組織化の課題が指摘されるようになっていた。それには、国有林労働者の労働条件改善と民有林労働者の組織化とは一体不可分のものであるという認識があった¹⁷。

その後、全林野と民有林労働組合の協議会として、「西日本山林労働組合協議会」（西林協）が1960年に結成され、それが全国規模に拡大された「全国山林労働組合協議会」（全山労協）が1967年に発足した。これをきっかけに民有林労働者の全国的組織の確立をめざす運動が具体化し、1972年に全国単一組織としての「全国山林労働組合」（全山労）が発足した。

発足後1年間かけて、地域の個別の民有林労働組合から、全山労の県本部、支部という、全国単一組織の機構にあわせ、組織体制の切替えのための諸活動が進められた。全山労の組織化は全林野の分会ごとに取り組みされた。民有林労働者間に根強く残っている古い人的関係、稼ぎ人気質等のなかで元国有林労働者、あるいは様々な人のつながりを手づるにして、作業現場ごと、部落ごと、特定業者の労働者等を対象に呼びかけ組織していった¹⁸。

全山労の結成は民有林の労働運動史上、画期的な出来事であったが、それは組織の拡大、運動の発展を背景にしたものではなく、深刻な組織の減少という状況のなか行われた。しかもそれは民有林の労働者の独自の力で実現したものではなく、全林野が組織綱領にもとづき、活動家の派遣や組合運営のための財政援助などによって、結成まで辿りついたものであった¹⁹。

3 全林野労働組合の産業別単一組織化構想

(1) 全林野「組織綱領（草案）」作成の背景・経緯

1958年に総評が発表した「組織綱領草案」では、「個人加盟の単一組織に移行すべき」であることを示している。さらに「このことは原則としてはどの民間単産も了承しているところである」と記されている²⁰。しかし、総評「組織綱領草案」は結局採択されず、草案のままとなり、その

後、1962年に「総評組織方針案」が発表され、1964年に採択された。この「総評組織方針案」では、産業別統一闘争の強化に重点が置かれるが、「企業別から産業別へという合言葉が叫ばれて久しいが、この合言葉は企業単位、経営単位の役割を否定する意味ではない」、「われわれは産業別組織のなかでの交渉単位としての企業別組合の団結をきわめて重視する」とあり²¹、総評「組織綱領草案」で示された運動路線は変容していく。

全林野「組織綱領（草案）」と総評「組織綱領草案」との関係について考えると、全林野が「草案」を定め（1961年）、採択した（1963年）のは、総評の「組織綱領草案」が現実的意味を失いかけてきた時期であった²²。佐野（1985）は、東北闘争（1958年・1959年）までは、全林野として「産業別組織化」が目的意識的に追求されることはなかったとし、全林野の「草案」の思想は、総評「組織綱領草案」の思想に親近性をもつものであったが、総評「草案」レベルの固執にとどまるものではなく、全林野における運動・戦略の特殊性を具体化・骨肉化したものであり、総評「草案」を基底とする全林野＝産別版であったと評価している。また、「草案」のなかで示された産業別組織化への組織展望は、単にスローガンとしてではなく、その具体的道筋をも明確にした点で、一般的な呼びかけと次元を異にするものであり、全ての林業労働者の産業別単一組織化の実践化・具体化の起点として位置づけられると評している。

東北闘争での敗北、組織分裂は全林野の組織的弱さを浮き彫りにし、全林野が組織強化の具体的な方法や展望を検討するきっかけとなった²³。また、1959年の公労委の仲裁裁定において、国有林の定員外職員・現業作業員の賃金は、地域別の同種産業賃金、民間賃金との均衡をはかるべきであるとする「地場賃金方式」の発想が示された。この仲裁裁定は、未組織の民有林労働者の低賃金、劣悪な労働条件が、国有林労働者の賃金・労働条件の向上の足枷としての役割を果たすことを国有林労働者に認識させ、民有林未組織労働者の組織化、林業労働者全体の横断的結合を全林野みずからの課題とさせる契機となった²⁴。

全林野は1960年に『組織の前進のために一欠陥の克服と組織の改善』というタイトルのパンフレットを作成する。

¹⁷ 前掲論文、3-4頁。

¹⁸ 小鹿（1973）、33-34頁。

¹⁹ 笠原（1974）、7頁。

²⁰ 労働教育センター（1979）93頁。

²¹ 前掲書、260-261頁。

²² 佐野（1985）174頁。

²³ 前掲書、168-173頁。

²⁴ 田中（1976）、14頁；佐野（1983）、116-117頁；前掲書、182-184頁。

このパンフレットでは、産業別組織化を目指す、とくに中産別組織化を目指すことが強調され²⁵、国有林だけでなく民有林を含めた労働者の産業別組合、単一階層による職能別組合から全階層的な産業別組合への変化が組織展望として示された²⁶。その後、このパンフレットは、「組織綱領(草案)」へと発展した。

(2) 全林野「組織綱領(草案)」の内容

全林野「組織綱領(草案)」の最大の特徴は、国有林と民有林とを含めた林業労働者の供給の独占を志向し、あらゆる林業労働者の組織的結合を志向していたことである。

「草案」の冒頭では、「当局が本気で組合つぶしの総攻撃をかけてきてもつぶれない」組織づくりと、「政府、独占資本の一環をなす林野行政、林業における搾取と搾取機構にきびしく対決し、懐に深く喰い入ってゆさぶる」闘いを目指すことが示され、そのための課題として、①国有林に働く労働者という限界があるため、「農山村全般にわたって、他に安い賃金や労働条件で働く労働者」が多数存在すること、②企業別闘争の枠を超えきれず、闘いの拡大が十分でないこと、③活動家層が薄く、活動が組織のすみずみにまでいき渡っていないこと、④福祉活動、文化、スポーツ活動の分野などにおいて、その対策が弱いこと、⑤単一組織でありながら、地本連合的要素が強く、さらに指導機構の不十分さから、まだまだ指導機関の指導性が弱いことが挙げられている²⁷。

「草案」の内容を概観すると、「国有林における収奪とわれわれの闘い」、「産業別組織と企業別組織」、「全林野労働組合の組織展望」、「職場闘争」、「組織運営」、「福祉活動」、「教育、宣伝、文化活動」、「青年婦人部」、「家族組織」、「労働組合と政党」といった内容で構成されている。

全林野が「草案」で規定する産業別組織の確立とは、パルプの山林部に働く労働者、民間林業労働者など、林業に関係のある労働者すべてを地域別に横断して組織することである。そして組織機構については、専業労働者は職場ごとに分会を組織し、日雇の労働者は地域ごとに分会を組織し、これらを統括する支部を県単位で結成されることを想定し、地域の特性を考慮しながらも、規約や財政などにつ

いては全国的統一をはかっていくと述べられている。この構想のもとには、農山村地域の貧困が低賃金労働者を生み出し、それが林業労働者の低賃金につながっているという認識があることを「草案」は示している²⁸。

運動方針としては、当面は地域別・企業別の不均衡な発展を認めながらも、全ての山林労働者に共通する要求を産業別に統一化していく方向を示し²⁹、交渉権、スト権、妥結権についても、一気に中央集権化する方向はとり得ないが、今後の闘いの積み上げのなかで、単一体として、より統制された組織に強化されるよう努力していくことが示されている³⁰。

(3) 全林野「組織綱領草案」の具体化展開

「組織綱領(草案)」が採択された翌年の1964年から1967年にかけて、全林野は3次にわたる「草案の具体的展開」を発表した。

1964年の全国大会で決定された第1次「具体的展開」では、当面の目標を全林野と民有林労働者との連合体結成におき³¹、1967年までを産業別組織への基礎体制確立の段階として、林業に携わる労働者を横断した林業労働者懇談会を地域別に組織し、それを民有林労働者の組織母体とすること。そして民有林労働組合の結成にあわせ、全林野との間に地域別、県単位別に林業労働組合協議会を設置することが示された³²。

1966年に発表された第2次「具体的展開」では、林業に携わる労働者を山林事業と木材事業とで区分し、木材産業労働者は含めず、山林労働者を組織対象とする「中産別(業種別)」の展望ですすめることが明確にされた。民有林労働者の組織化については、全林野が主体となって、各分会の地域に「地区林業労組」を設立し、未組織の林業労働者を加入させるとし、さらに地区林業労組の個人加入が一定数に達したとき、全林野との「協議会」を結成することが示された³³。また、産業別組織とするため、次の組合規約の条文整理が行われた。第4条(事業)の「国有林の民主化」を「林政の民主化」とし、第5条(組合員の資格要件)では、「民間林業の使用者などを除く」旨の規定が設けられ、第6条(組織機構)では、単一組織として、地方

²⁵ 全林野労働組合(1983), 811頁。

²⁶ 佐野(1985), 171頁。

²⁷ 全林野労働組合(1963), 3-5頁。

²⁸ 前掲書29-35頁。

²⁹ 前掲書36頁。

³⁰ 前掲書53頁。

³¹ 高橋(1969), 56頁。

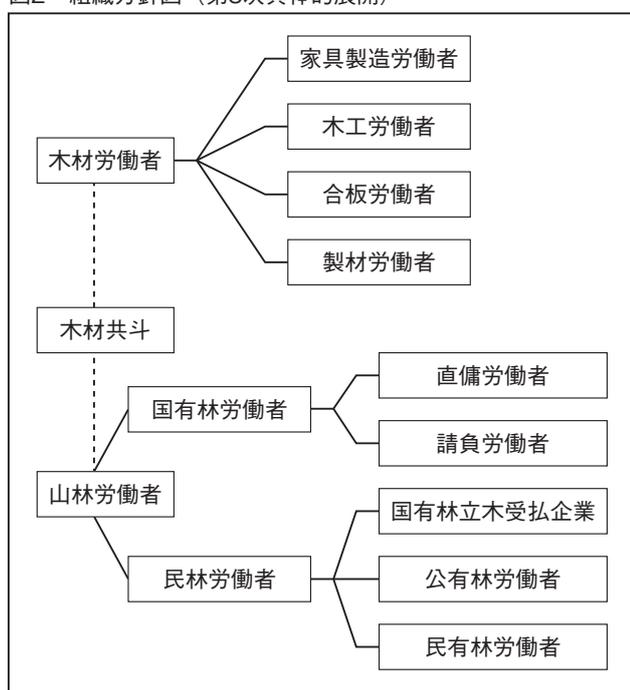
³² 佐野(1985), 188-191頁。

³³ 全林野労働組合(1966), 1-2頁。

本部と分会の所在地が明確にされた³⁴。その他、国有林請負労働者の組織化についても触れられ、地区林業労組に加入させる方法が明記された³⁵。

1967年の第3次「具体的展開」では、「当面産業別組織は中産別（業種別）の展望で進め、民有林労働者の雇用主による区分で実情にあわせて組織し、賃金、雇用安定、社会保障などの統一要求を設定して闘いを進め、そのなかで組合員としての登録運動をすすめる」などの方針を打ち出すとともに、木工労働者など一般木材関連労働者との「木材産業労働組合連絡共闘会議（木材共闘）」を設けることを明らかにし³⁶、さらに山林労働者を形態別に分類し、組織対象労働者を明確にした（図2参照）。

図2 組織方針図（第3次具体的展開）



（出所）高橋（1969），57頁。

第3次「具体的展開」が示された1967年は、産業別単一組織化の基礎体制確立期間の終期であったが、この段階について、「ようやく職域組織の改革（民林組織化）に着手し、産別の基本たる地域組織の確立については、まだまだ準備段階の域をでていない」と述べられており³⁷、当初計画通りに組織拡大が進展していないことが認識されていた。

（4）国有林労働組合と民有林労働組合との協議会

全林野による民有林労働者との協力体制構築は、「組織綱領（草案）」策定より以前に始まっている。

1957年に長野県で、下山（失業）中の定期作業員が「全林野労組長野地本作業員連絡協議会」を結成したことに端を発し、下山者連絡協議会（下山協）は急速に広がり、1959年末には、当時の定期・月雇の組織人員の約半数（1万7,700人）が組織されるにいたった。1965年の全国大会で、全林野は下山協を「分会地域班」と名称変更し、民有林労働者との結びつきを強め、世話役活動を図るなかから組織化を拡大する地域の中核的行動体としての位置づけを明確にした。このことは、失業中の国有林現業労働者をも全林野の組合員とし、組織活動に参加させるという特徴をもち、かつこの階層は、山村住民と全林野との結びつきを強める組織的拠点としての役割を果たすことになった³⁸。

1960年には、全林野と民有林労働者の労働組合との協議会である西林協が誕生した。奈良県山労連は、他県からの出稼ぎ労働者の導入による競争・紛争のために、地方の民有林労働者を組織すること、さらに全国組織化を不可欠の課題としていた。奈良県山労連は1952年頃から、全林野中央本部、とくに大阪地本と交流を図っていた。また、全林野と奈良県山労連の間には、参議院選挙で同じ全国候補者を推したことから、急速に接触が深められていった。このようにして、全林野の大阪・四国地本と奈良県山労連が中心となって、民有林労働者の組織に呼びかけ、西林協の結成にいたった³⁹。

全林野が「組織綱領（草案）」を発表し、より積極的に民有林未組織労働者の組織化に取り組むなか、1964年西林協第4回大会にて、西林協を全国的なものへと発展させる準備を開始し、1967年に全山労協が発足した。また、地方の協議体についても、1968年に「全国山林労働組合北見地方協議会」、1971年に「旭川地方山林労働者協議会」が結成された。

全山労協の目的は、林業労働者の労働条件の向上、社会的経済的地位の向上、中産別組織を作り上げることとされ、その任務は、①未組織山林労働者の組織化、②労基法、社会保障の完全適用、③賃上げ、雇用安定、災害防止、④林政の民主化であった⁴⁰。この全山労協の発足について、全林野は、「国有林も民有林で働く仲間も1つの労働組合として統一した組織に結集しようという展望にむか

³⁴ 前掲書，62-64頁。

³⁵ 前掲書，2頁。

³⁶ 高橋（1969），57頁。

³⁷ 佐野（1985），190頁。

³⁸ 佐野（1983），117頁。

³⁹ 佐野（1985），186頁。

⁴⁰ 全林野労働組合（1967a）。

って、その難事業の達成を目指して第1歩を力強く踏み出した」と自ら評価している⁴¹。

(5) 産業別単一組織化の停滞

全林野「組織綱領（草案）」が当面の目標とした「全山労との協議会＝連合体組織」は1960年代に整備され、産業別単一組織への基礎が築かれたとはいえ、その内実化は困難をきわめ、全林野は、「組織綱領（草案）」を具体的に実践するものとして、主体形成についての厳しい自己反省にたった「未組織林業労働者の組織化方針（案）」を1975年に提起せざるをえなかった⁴²。

その後、1982年の第35回全国大会で採択された「全林野労働組合基本綱領」には、「全林野労働組合は、国有林関係労働者のためにたたかうだけでなく、全林業関係者労働者、全農村関係労働者、地域住民の期待にこたえて、その経済・政治・思想・文化の全社会的領域にわたる要求を代表してたたかう任務をもつ」、「全林業関係労働者の要求達成に不可欠な単一産業別組織確立に向かう」、「企業別労働組合の弱点を克服し、民間林業労働者の組織化をはかり、全林業関係労働者の共通の要求をとりあげ、未組織労働者を組織し、産業別統一闘争を発展させる」と示されている⁴³。

1982年の「基本綱領」に示されたことは、全林野「組織綱領（草案）」で示された組織構想と同様の内容である。あらためて、未組織民有林労働者の組織化、産業別単一組織化への将来展望が示されていたということは、単一組織化にむけた取り組みが進んでいなかったと言える。1950年代末より、未組織民有林労働者の組織化、全山労との協議体結

成・提携など、全林野は「草案」に沿った運動を展開してきたが、産業別統一運動の進展について、企業別組合運動の枠を出ておらず、十分ではなかったとする評価もある⁴⁴。

4 産業別単一組織化構想の帰結

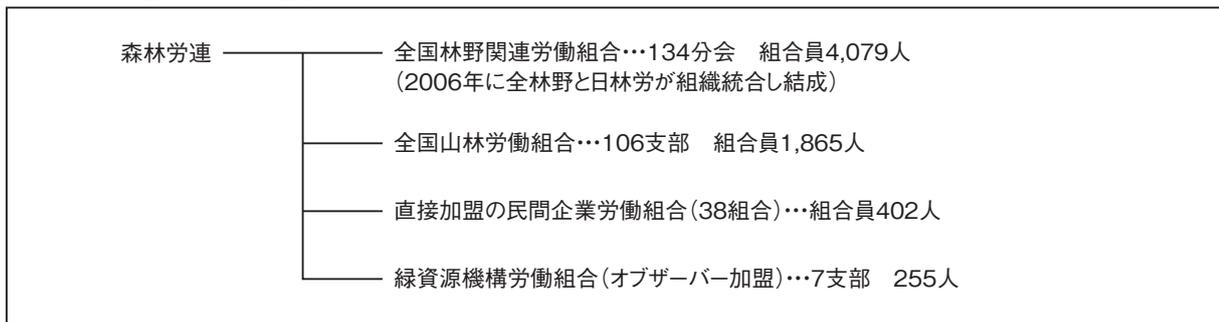
(1) 森林労連の結成、全林野と日林労との統合

労働戦線の統一が進むなか、全林野は、1989年の第42回全国大会にて、日本労働組合総連合会（連合）に加入することを決定し、連合が結成される直前の1989年10月、全山労協を発展的に解消し、全日本森林木材関連産業労働組合連合会（森林労連）を結成した⁴⁵。そして、森林労連が産業別組織として連合に加入し、その傘下に各労働組合が入るかたちとなった（図3を参照）。

森林労連は連合体組織であり、「組織綱領（草案）」、「全林野労働組合基本綱領」にて構想されていた産業別単一組織ではなかった。森林労連の運動は、森林関連労働者の団結の中核として、民有林労働者の処遇の抜本改善、振動病対策、労働基準法の全面適用を中心に労働省交渉や林野庁交渉を展開することであると示されたが、産業別単一組織構想に関する内容は示されなかった⁴⁶。

また、2006年に全林野と日林労が統合し、全国林野関連労働組合（林野労組）が誕生する。全林野と日林労とが組織統合に向けて動き始めたのは、森林労連の結成、連合加入とほぼ同時期であった。全林野長野地本の第40回大会で確認された1990年度行動指針では、これまで闘いの重点課

図3 森林労連傘下の労働組合



注) 全国山林労働組合の支部数と組合員数は2015年のデータである。その他は2014年のデータである。

出所) 池田正治氏(元全林野労働組合長野地本委員長)、犬飼米男氏(全山林労働組合副中央執行委員長)からの聴き取り調査をもとに著者が作成。

⁴¹ 全林野労働組合（1967b）。

⁴² 佐野（1983），118頁。

⁴³ 全林野労働組合（1983）。

⁴⁴ 全林野の岩村書記長（当時）は、「やはり企業別組合の枠をそう出していない。やっぱり企業別組合ではなからうか。その弱さをいまわれわれは攻められている。直営直用を守るといっただけに終始したつもりは全くない。民林労働者の問題を全林野は決していないがしろにして自分たちのことばかりやってきたのではない。けれども30年間の歴史の大筋は企業別組合の運動であった。と自戒しないわけにはいかない」と述べている（全林野労働組合（1983），1382頁）。

⁴⁵ 全林野労働組合名古屋地方本部（1993），1989年10月7日の記事。

⁴⁶ 全林野労働組合（1990）。

題にあげられてきた「第二組合解消と組織拡大」という項目が姿を消し、日林労に対する批判的な姿勢ではなく、「1企業1組織」をスローガンとして、国有林労働者の全的統一を志向することが示された。また1990年11月には、連合長野の主催で「豊かな森林を守る共同行動集会」が開かれ、全林野と日林労とが共同で関係機関への要請行動に取り組んだ⁴⁷。その後も、日林労組合員の統一機運をさらに醸成するため、地域林業政策要求や各級議会議員選挙および衆議院議員選挙での共同行動等が行われ⁴⁸、こうした共同行動の積み重ねが2006年の組織統一に至った。

(2) 全林野労働組合基本綱領の改定

1982年に制定された「全林野労働組合基本綱領」に対して、1995年の全国大会にて改定案が提示され、組織財政確立委員会、全国書記長会議、全国代表者会議等での意見集約を経て、翌1996年の全国大会にて修正案が出され、基本綱領は改定された。

主な改定内容は、「資本主義における生産手段の私的所有と労働者への搾取」、「国家独占資本主義」、「労働者階級の団結の必要性」、「単一産業別組織の確立、産業別統一闘争の発展」、「社会主義政党との支持協力関係」に関する記述の削除であった。組織構想については、改定された基本綱領では、「国有林関係労働者と林業・林産加工関係者で産業別組織をめざすとともに、全農山村関係労働者、地域住民等、勤労国民諸階層と幅広く連帯し、政治・経済・労働・文化等全ての領域にわたる要求を集約し、社会の諸制度・政策の改革のために、その先頭に立って闘う」という記述になり、「単一産業別組織」という言葉は消えた⁴⁹。

改定の理由については、「連合発足を契機に各単産は産別運動の強化・組織拡大を柱とした連合運動へシフトするなど取り巻く環境は大きく変化している」、「全林野の組織拡大・強化を基本に企業内組合の大同団結・統一、未組織林業労働者の組織化、全林業労働者の結集、産別組織活動の一層の強化・発展をめざす運動をすすめるうえで、広範な林業労働者を結集するにふさわしい内容に改定しようとするものである」と述べられている⁵⁰。「企業内組合の大同団結・統一」、「広範な林業労働者の結集」は、これまで明確に示されたことのない、新たに出現した方針・考えである。この新たな方針については、1990年ごろから取り組まれてきた全

林野と日林労との共同行動・組織統一が関係している。これまで闘争方針等において、全く異なる考えをもっていた両組合が組織統一できること、日林労の組合員に受け入れられる綱領にすることを意識して基本綱領は改定された⁵¹。

(3) 今後の組織展望

1996年の基本綱領改定以降、民有林労働者の組織拡大は主要課題として明確に示されているが、国有林と民有林労働者との組織統合については、組織の将来展望として示されることはなくなった。

森林労連『全山労組織拡大ハンドブック』改訂版には、組織単一化に関する記述はない。現状、森林労連は組織単一化を志向しておらず、連合組織として運動を進めることを明確にしている⁵²。また、産業別単一組織化について議論された形跡もない。「それぞれ単一の組合があって、政策的なこと、共同行動が必要なことは森林労連で行う体制で良いという考えに変わったのではないか。組織単一化と森林労連結成とのメリットは同じと考える」という見解もあり⁵³、各組合が独自に様々な課題を抱えるなか、組織単一化に注力するよりも、全山労協を産業別労働組合に移行させることが、政策的な課題解決の現実的な手法として選択されたのではないかと考えられる。今後、森林労連が産業別単一組織に転換していく可能性は極めて低い。

5 産業別単一組織化の促進要因・阻害要因

全林野の「組織綱領（草案）」にて示された産業別単一組織化は実現せず、当面の目標としていた協議会＝連合体の結成にとどまったまま、1996年に基本綱領が改定され、産業別単一組織化の方針は消滅した。組織単一化構想を明記し、その具体化に向けた取り組みがみられたにも関わらず、実現に至らなかった。

一方で、私鉄総連が1965年に、全国ビールが1970年代に、産業別単一化を実質的に棚上げしたことに比べて、全林野は組織単一化の展望を長く維持していた。これは、全林野や国有林労働者に産業別単一組織化が必要だと思わせる理由が存在していたと言える。

本章では、林業の労働組合において産業別単一組織化を促進する要因と阻害する要因について述べる。

⁴⁷ 全林野労働組合長野地方本部（1993）、537-540頁。

⁴⁸ 全林野労働組合（1992）。

⁴⁹ 全林野労働組合（1995）；全林野労働組合（1996）。

⁵⁰ 全林野労働組合（1995）。

⁵¹ 岩崎氏への聴き取り。

⁵² 岩崎氏への聴き取り。

⁵³ 犬飼氏への聴き取り。

(1) 促進要因

国有林の現場作業者の賃金改善にあたって、林野庁は地域別の同種産業賃金等各種経済指標を総合勘案して検討すべきであるとしていた。1959年の仲裁裁定は、この「地場賃金方式」の考えを公労委も受け入れたことを示した⁵⁴。民有林労働者のきわめて劣悪な労働条件が、国有林労働者の労働条件改善に大きな障害になっていたことが、全林野に民有林労働者の組織化、産業別単一組織化を促す要因となっていた。

また、林業の労働は他産業と異なった性質を持っており、一般的な労働者保護や保険制度の適用外に置かれることがあった。さらに、振動病対策という大きな課題を抱えていた。2015年時点で、全山労の組合員の約75%は振動病の患者やじん肺病の患者である。組合員が振動病患者だけの支部も存在し、そういった支部では対企業交渉は存在しない⁵⁵。こうした林業労働者が抱える問題は、企業内の労使関係だけで解決することはなく、行政に対して法律や政策の改善を要求する運動が労働組合に求められた。そのためには全国レベルでの組織化、さらに全林業労働者を統合する組織化が必要となった。

(2) 阻害要因

国有林労働者と民有林労働者との間には、賃金水準、社会保障などすべてにわたる大きな格差が存在してきた。国有林労働者に対峙する経営体が公的国家資本であり、そのことを前提に、大規模経営による集団的作業は就業を安定化させ、基幹部分に限定されるとは言え、近代的労働者を徐々に増加させてきた。他方、民有林労働者が対峙する経営体の特徴は、資本の脆弱性と経営の小規模零細性である。それは低い技術水準のまま低賃金で雇用できる半農的性格を備えた多数の不安定就業労働者の存在を前提とする⁵⁶。また、統一された労働条件・賃金体系をもつ国有林の労働組合と、企業ごとに異なる労働条件・賃金体系をもつ民有林の労働組合とでは、その交渉方法等において大きく異なる⁵⁷。国有林の労働組合と民有林の労働組合とが統合するためには、乗り越えなければならない障壁があり、そのために、組織単一化の具体的展開のなかで、当面の目標を「民有林の未組織労働者の組織化」、「全林野と全山労との協議会結成」とせざるをえなかった。

全山労の組織が拡大し、民有林労働運動が発展したの

ち、全林野と全山労とが組織統合することを全林野は目指していたが、民有林労働者の組織化は進まなかった。1972年に発足した全山労は、徐々に組合員数を増やしていくが、1990年以降は林業就業者数の減少もあり、組合員数は減少を続ける（表1を参照）。

表1 林業の就業者数と全山労組合員数の推移

年	林業就業者数 (人)	全山労組合員数 (人)
1975	178,979	3,790
1980	165,498	5,406
1985	143,526	6,441
1990	110,017	6,691
1995	84,072	5,952
2000	64,061	4,705
2005	48,619	3,636
2010	68,930	2,241

注) 林業就業者数には、役員、雇人のある業主、雇人のいない業主、家族従業者も含む。

出所) 林業就業者数は総務省統計局『国勢調査』より。全山労組合員数の推移は、犬飼米男氏（全山林労働組合副中央執行委員長）から頂いた資料より。

表2 国有林職員数と全林野組合員数

年	国有林職員数 (人)	全林野組合員数 (人)
1960	155,545	80,743
1965	99,866	74,989
1970	80,613	63,006
1975	71,013	55,248
1980	60,787	47,371

出所) 全林野労働組合 (1983) 1682頁。

1980年の林業就業者数は約165千人で、そのうち国有林職員数は約61千人なので、全山労の組織対象者は約104千人（165千人－61千人）となり、推定組織率は約5%（5千人÷104千人）となる（表1、表2を参照）。林業就業者数には、役員や業主など雇用労働者以外の労働者も含まれており、また、全山労の組合員のなかには振動病患者やじん肺病患者といった不就業者も含まれているので、正確に組織率を試算することは困難であるが、全林野の推定組織率が70～80%で推移しているのに対して（表2を参照）、全山労の組織率はきわめて低いと言える。なお、全林野は1974年時点の民有林の推定組織率を6%と試算している⁵⁸。

⁵⁴ 佐野 (1985), 182-183頁。

⁵⁵ 犬飼氏への聴き取り。

⁵⁶ 笠原 (1987), 1頁。

⁵⁷ 犬飼氏への聴き取り。

⁵⁸ 全林野労働組合 (1977), 7頁。

民有林労働者の組織化や労働運動を困難にする要因について、林業労働者の特性、民有林の経営構造、農山村の労働市場の観点から述べる。

第1に、民有林労働者は農業兼業型労働者が多く、林業労働の季節性と相まって、臨時的な雇用形態となる。それは、林業による賃金所得を副収入の位置に後退させ、賃上げ闘争の鋒先を鈍化させる⁵⁹。こうした兼業＝半農的労働者に対する有効な組織対策を全山労は提示できていなかった⁶⁰。

第2に、国有林が広大な面積でしかも一団地あたりの面積が大きいく所々に経営されているのに対して、民有林の所有規模は零細であり、事業所も散在している⁶¹。この民有林経営の零細性と作業の散在性は、職場における労働者集団の結成を排し、たとえ労働組合が結成されてとしても、組合の運営を困難とする。

第3に、林業経営が農山村における相対的過剰人口を利用してきたことがあげられる。民有林の未組織労働者のなかには「組合に入ったことがわかったら仕事がもらえない」という考え方が根強く残っており⁶²、組合員を排除しても労働者の確保が容易だったことが組織化を妨げる要因となった。

全林野が民有林労働者の組織化を積極的に進めようとしていたのは、組織綱領（草案）に基づき、全林野と全山労とをできるだけ早い時期に統合し、すべての林業労働者が統一された労働組合に発展強化しようという展望があったからであるが⁶³、民有林労働者の労働運動が発展し、民有林労働者の雇用条件が国有林労働者の水準に近づいた段階で、単一組織に移行するという構想は、民有林労働運動の構造的制約のため、実現性が低かった。

「草案」の具体的展開の早い段階で単一組織に移行しなかった背景には、労働条件における国有林と民有林との大きな格差があるが、それは、組織統合によって民有林の労働条件がより強力な足枷となることを国有林労働者が認識していたことによると推測される。「地場賃金方式」によって、民有林労働者の労働条件が国有林労働者にも影響を及ぼすことが単一組織化構想のきっかけであったが、組織単一化は、国有林と民有林との労働条件格差の問題を組織内に抱え込むことにつながる。この問題に対する有効な政策を打ち出すことができなかったため、当面の目標を協議体の結成と

せざるをえなかった。所属する企業ごとに労働条件が異なることを前提とする意識から脱却できなかったと言える。

また、戦後国有林の厳しい経営状態が続くなか、「国有林直営事業における直接雇用化（請負の縮小）」、「臨時雇用制度の抜本的改善」、「日林労との組織統合」など、全林野が取り組まなければならない課題が他にもあった。特に日林労との組織統合については、1990年ごろから共同行動が始まっているが、組織統合されたのは2006年であり、統合までに長い期間がかかった。このことは、国有林労働者の労働組合の間であっても、組織統合が困難であったことを示している。全林野がこうした独自の課題だけを優先し、民有林労働者の組織化を疎かにしていたわけではないが、全山労の組織拡大に十分な力を割けなかったことは否定できない⁶⁴。

おわりに

戦後日本において、企業別組織を解体して産業別単一組織に移行することを具体的に構想した労働組合は少ない。その数少ない労働組合のうちの1つが全林野であった。

全林野が組織単一化構想を示したのは、私鉄総連や全国ビールが構想案を示したのとほぼ同時期であるが、私鉄総連と全国ビールが早い段階で構想を棚上げしたのに比べて、全林野の構想は長く維持された。しかし、最終的には、全林野の産業別単一組織化構想は実現することなく、1996年の基本綱領改定によって消滅する。この基本綱領改定のきっかけとなったのは、連合への加入、日林労との組織統合であった。

ただ、1980年代後半からの労働戦線統一の動きが、産業別単一組織化構想消滅の主要因だったのではなく、それ以前から産業別単一化の取り組みは停滞しており、国有林と民有林との労働条件格差、民有林労働者の組織化に対する構造的制約によって、産業別単一組織化が阻害されていたと言える。国有林と民有林における様々な労働条件格差を維持したまま、組織を統合することは困難であるという認識が全林野にはあり、当面の目標を、協議体の結成、未組織労働者の組織化、民有林の労働条件向上とし、それが実現したのち、すべての林業労働者を統合する単一組織へと移行する展望であったが、それは実現性が低い構想であった。

結局、協議体である全山労協が、1989年に森林労連と

⁵⁹ 坂本（1962）、6頁。

⁶⁰ 佐野（1988）、162頁。

⁶¹ 田中（1976）、13頁。

⁶² 前掲論文、13-14頁。

⁶³ 全林野労働組合（1977）、10頁。

⁶⁴ 「日林労との統合など全林野独自の運動があり、まずは自分たちの問題からという意識もあった」（池田氏への聞き取り）。

り、連合体としての産業別労働組合が結成され、各労働組合がその傘下に置かれる体制が確立される。これは林業の労働組合として、林業労働にかかわる諸問題を解決していくために必要かつ現実的な政策であったが、国有林と民有林とで労働条件が異なることを前提とした政策であると言える。この国有林と民有林との労働条件統一や格差解消策については、組織綱領（草案）や第1次から第3次の具体的展開に示されておらず、具体的な政策があったわけではない。労働者側にも企業ごとに労働条件が異なることを承認する意識があり、こうした意識を克服しないかぎり、企業横断的な組織単一化は困難であった。

最後に本稿では明らかにできなかった課題について述べる。全林野の「組織綱領（草案）」の内容について、当初から、単一組織化ではなく連合体組織を目指すものであったという見解もある⁶⁵。全林野が発行した「組織綱領（草案）」や「未組織林業労働者の組織化のために」などを見る限り、産業別単一組織化の展望が明確に示されているが、その展望が全林野の組合員の末端にどの程度浸透していたのか、また、単一組織化について、組合員がどの程度真剣に捉えていたのかについては不明である。この部分については、現時点では調査が十分でなく、別の機会に考察したい。

参考文献

- 藤井浩明（2016）「林業の産別組合化論 —全林野労働組合の組織単一化構想」『オイコノミカ』第52巻第3号，29-37頁。
- 兵藤釗（1997）『労働の戦後史 上』東京大学出版会。
- 笠原義人（1974）「戦後民有林労働運動の展開」『林業経済』27巻11号，1-11頁。
- （1987）「特集2 国有林問題を考える（IV）戦後国有林労働運動の展開過程」『林業経済』40巻6号，11-20頁。
- 小鹿勝利（1973）「北海道における林業労働者組織化の動向 ～森林組合労務班と山林労働組合～」『日本林学会北海道支部講演集』22号，32-35頁。
- 松村文人編著（2013a）『企業の枠を超えた賃金交渉 —日本の産業レベル労使関係—』旬報社。
- 松村文人（2013b）「私鉄の産業レベル労使関係 —統一交渉と単組化論」松村文人編著『企業の枠を超えた賃金交渉 —日本の産業レベル労使関係—』旬報社，35-66頁。
- （2013c）「ビールの産業レベル労使関係 —統一交渉と単組化論」松村前掲書，99-125頁。
- （2015）「労働組合・労使交渉の日韓比較」井上泰夫編著『日本とアジアの経済成長』晃洋書房，11-38頁。
- 日本鉄鋼産業労働組合連合会（1971）『鉄鋼労働運動史 資料編』。
- 林野弘済会（1971）『国有林労働運動史』第4巻。
- （1975）『国有林労働運動史』第8巻。
- （1979）『国有林労働運動史』第12巻。
- 労働教育センター（1979）『総評組織綱領と現代労働運動』労働教育センター。
- 坂本一敏（1962）「民有林労働運動史試論」『林業経済』15巻7号，1-11頁。
- 佐野稔（1983）「全林野論—産業別組織化への努力と展望」『経済評論別冊 労働問題特集号』112-120頁。
- （1985）『現代日本の労働運動』日本評論社。
- （1988）『日本労働組合論』日本評論社。
- 白井泰四郎（1996）『労使関係論』日本労働研究機構。
- 総務省統計局『国勢調査』各年版。
- 高橋響二（1969）「全林野・日林労の民有林労働者の組織化方針 —ともに産業別組織を志向—」『林野時報』16巻7号，56-62頁。
- 田中純一（1976）「林業労働者の現状と運動」『林業経済』29巻6号，8-15頁。
- 山田良治（1977）「戦後山林労働組合の展開と機能」『林業経済』30巻7号，1-16頁。
- 全日本森林木材関連産業労働組合連合会『全山労組織拡大ハンドブック』改訂版。
- 全林野労働組合（1963）『組織綱領（草案）』。
- （1966）『組織綱領草案の具体的展開（第2次）』。
- （1967a）『全林野新聞』第700号，1967年12月14日。
- （1967b）『全林野新聞』第701号，1967年12月21日。
- （1977）『未組織林業労働者の組織化のために』。
- （1983）『闘いの年輪 —全林野30年史—』。
- （1990）『週刊全林野新聞』号外，1990年7月27日。
- （1992）『週刊全林野新聞』号外，1992年7月29日。
- （1995）『週刊全林野新聞』号外，1995年7月25日。
- （1996）『週刊全林野新聞』号外，1996年7月19日。
- 全林野労働組合長野地方本部（1993）『山に闘う —全林野長野40年史—』。
- 全林野労働組合名古屋地方本部（1993）『組合しんぶん（速報版）縮刷版』。

⁶⁵ 岩崎氏への聴き取り。